９３０－０２８

中新川郡舟橋村　　　　　　　番地　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中新川郡舟橋村長

　支給（給付）決定取消通知書

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２５条第１項及び第５１条の１０第１項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支給(給付)決定障害者（保護者）氏名 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 支給（給付）決定取消日 |  |
| 取消理由 |  |

受給者証を中新川郡舟橋村 舟橋村役場健康福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

　中新川郡舟橋村　　舟橋村役場健康福祉課

　　　　　　　　　　住　　所　　富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

　　　　　　　　　　電話番号　　076-464-1122

返還期限

審査請求及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に富山県知事に対し審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に舟橋村を被告として（訴訟において舟橋村を代表する者は舟橋村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

　中新川郡舟橋村　 舟橋村役場健康福祉課

　　　　　　　　　 郵便番号　　930-0295　　　　住所　　富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

　　　　　　　　　 電話番号　　076-464-1122